

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名： 富山国際経済技術協同組合
- (2) 代表者職氏名： 代表理事 深井 次郎
- (3) 所在地： 富山県富山市千歳町二丁目 8 番 1 号

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 26 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行うこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する実習監理を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。